

令和3年第3回定例会
藤崎町教育委員会議事録

日	時	令和3年3月25日(木)	午後2時58分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

第3回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 報告

報告第4号 【専決事項】 校長以外の県費負担教職員の異動内申について

報告第5号 【専決事項】 第2次藤崎町男女共同参画推進計画について

報告第6号 【臨時代理】 教育財産の取得に係る申出について

報告第7号 【専決事項】 藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部改正
について

6 議案審議

議案第10号 藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について

議案第11号 藤崎町文化センター等社会教育施設の管理に関する
基本協定書案について

議案第12号 スポーツプラザ藤崎等体育施設の管理に関する
基本協定書案について

議案第13号 藤崎町社会教育委員の委嘱について

議案第14号 藤崎町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第15号 藤崎町文化センター運営委員会委員の委嘱について

議案第16号 藤崎町図書館協議会委員の委嘱について

議案第17号 常盤ふるさと資料館あすか管理運営委員会委員の委嘱について

議案第18号 藤崎町文化財審議会委員の委嘱について

議案第19号 藤崎町立小・中学校学校医の委嘱について

7 その他

8 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者委員

委員	(1番) 田澤 文雄
委員	(2番) 榊 公子
委員	(3番) 加福 哲三
委員	(4番) 工藤 留美

教育委員会事務局

教育長	羽賀 義易
学務課長	清野 健志
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	佐々木 泰人
学校給食センター所長	清水 裕行

事務局職員

学務課課長補佐	木村 文徳
学務課主幹	長内 真理子
学務課主任主査	鈴木 一成

午後2時58分 開会

◎羽賀教育長 ただいまから、令和3年第3回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を2番の榊委員と4番の工藤委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和3年3月25日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 次に、「令和3年第2回藤崎町教育委員会議事録の概要について」報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局） 第2回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。

令和3年第2回定例会は、令和3年2月15日（月）午後1時30分から常盤生涯学習文化会館 視聴覚室において開催されました。

欠席された委員はいませんでした。

議決事項として、議案第5号「藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部改正について」、議案第6号「令和3年度藤崎町奨学基金奨学生について」、議案第7号「令和3年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について」、議案第8号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（3月補正・令和3年当初）」、議案第9号「県費負担教職員（校長）の異動内申について」が審議され、原案のとおり承認されました。

第2回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 なければ報告事項に入ります。

報告第4号「【専決事項】校長以外の県費負担教職員の異動内申について」報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局） 1ページをお開き下さい。

報告第4号「【専決事項】校長以外の県費負担教職員の異動内申について」別紙のとおり報告する。

令和3年3月25日提出 藤崎町教育委員会 教育長 羽賀 義易

理由、校長以外の県費負担教職員の人事異動の内申について、報告するものがあります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

3ページをお開き下さい。

資料1 校長以外の県費負担教職員の異動内申一覧であります。

主な異動について、転出者では、藤崎中央小学校の川上教頭が定年退職、常盤小学校の外崎教頭が青森市立荒川小学校の校長へ昇任、藤崎中学校の盛教諭と明徳中学校の前田教諭が定年退職となっております。

転入者では、藤崎中央小学校の教頭に時敏小学校の鳴海教諭が、常盤小学校の教頭に西目屋小学校の八木橋教諭が着任されます。

報告第4号については以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりました。この件に関してご質問等ございますか。

◎田澤委員 転入者の自得小学校から藤崎中学校へ異動となる先生が、新聞報道によりますと小中の人事交流と書いてありました。

人事交流とはどのような内容ですか。

◎羽賀教育長 人事交流異動という枠については、例えば、特別支援学校と普通学校との交流や大きく言いますと、東北3県の交流などがありまして、小学校と中学校の交流という枠もあるらしいです。

藤崎中学校は、今までどおりの知的学級と情緒学級に難聴学級を加えた3クラスとなりますので、特別支援教育に長けた方を配置してくれた結果、小学校の先生からから中学校の先生に変わるので、交流枠による異動だと思います。

◎羽賀教育長 他にご質問等ございますか。

◎加福委員 藤崎中央小学校の栄養教諭が定年退職しますが、藤崎町の給食は、美味しいことで有名だという話を聞いておりますので、今後も美味しい給食を提供できるように引き継ぎをしてほしいと思います。

◎清水学校給食センター所長 後任される方は弘前市西部学校給食センターに勤務していた方で、前の勤務先では、栄養士と栄養教諭の4名が給食の献立を作る担当を4ヶ月に1回のローテーションで回っていたそうですが、これからは毎月献立を自分で作るようになりますが、引き継ぎはうまくやると思います。

◎羽賀教育長 私が教育事務所に食の指導に関しての経験はありますか、ということを知ったら弘前市に在籍した頃にも各学校に行って食の指導をした経験がある方だということなので心配はないと思います。

あとは、私からも給食が美味しいところで有名ですよというのを伝えて、今後も維持していきたいと思いました。

◎清野学務課長 休憩をお願いしてよろしいでしょうか。

◎羽賀教育長 休憩をします。

◎羽賀教育長 会議を再開します。他にご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 なければ、続いて報告第5号【専決事項】「第2次藤崎町男女共同参画推進計画について」報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局）4ページをお開き下さい。

報告第5号【専決事項】「第2次藤崎町男女共同参画推進計画について」別紙のとおり報告する。

令和3年3月25日提出 藤崎町教育委員会 教育長 羽賀 義易

理由、第2次藤崎町男女共同参画推進計画について、報告するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

別紙1をご覧ください。

第2次藤崎町男女共同参画推進計画であります。

第1次藤崎町男女共同参画推進計画は平成23年に作成し、10年間の計画とされておりますので今回の改正となりました。

作成にあたり、基本目標は前回は踏襲し、重点目標については、時代背景の変化をふまえ、細かな変更を施しております。

具体的には、重点目標③雇用や農業等における男女共同参画の推進、重点目標⑤女性に対する暴力の根絶と性的マイノリティへの理解の促進、重点目標⑨男女共同参画の視点に立った防災対策といった項目を追加しております。

報告第5号については以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりました。第1次と第2次で大きく変わったところを説明をお願いします。

◎佐々木生涯学習課長 暫時休憩をお願いします。

◎羽賀教育長 休憩をします。

—非公開—

◎羽賀教育長 会議を再開します。他にご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 なければ、続いて報告第6号【臨時代理】「教育財産の取得に係る申出について」の報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局）6ページをお開き下さい。

報告第6号【臨時代理】「教育財産の取得に係る申出について」別紙のとおり報告する。

令和3年3月25日提出 藤崎町教育委員会 教育長 羽賀 義易

理由、備品購入について、教育長の臨時代理により執行したため、報告するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

8ページをお開き下さい。

資料2「教育財産の取得に係る申出について」であります。

今回の備品購入については、3月15日に議決された補正予算に係る予算の執行のため、委員会に諮る時間が無かったため、臨時代理により執行したものであります。

購入内容は小中学校で使用する、指導者用デジタル教科書について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して整備するものであります。

報告第6号については、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりました。この件に関してご質問等ございますか。

◎加福委員 3月15日の議会で予算が確保されたということですが、随意契約ということであれば、年度末まで期間が少ない中で、随意契約というと既に業者が決まっているということですか。

◎清野学務課長 随意契約の理由としては、各出版社による専売品として指定された教科書供給会社でしか購入することができず、県内では1社だけなので、1社見積による随意契約となりました。

本来だと次年度の当初予算に計上する予定でしたが、国の3次補正による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するよう財政課から指示がありましたので、急遽3月補正で対応しました。

◎加福委員 そうすれば、3月31日までに納品できるということですか。

◎清野学務課長 はい、そのような契約内容ですので納品可能です。

◎羽賀教育長 他にご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 なければ、続いて報告第7号【専決事項】「藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部改正について」の報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局） 9ページをお開き下さい。

報告第7号【専決事項】「藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部改正について」別紙のとおり報告する。

令和3年3月25日提出 藤崎町教育委員会 教育長 羽賀 義易

理由、藤崎町立学校の通学区域に関する規則について、様式の変更が必要になったため、改正するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

11ページをお開き下さい。

資料3「藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則」であります。

改正内容は12ページに記載している様式第2号について、学齢簿を管理しているシステムが変更になったため、出力する様式の変更が必要となったものであります。

報告第7号については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。この件に関してご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 なければ、次に議案審議に入ります。

議案第10号「藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）13ページをお開き下さい。

議案第10号「藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について」、別紙のとおり提出する。

令和3年3月25日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易

理由 藤崎町就学援助実施要綱について一部改正が必要になったため、提出する物であります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

15ページをお開き下さい。

資料4「藤崎町就学援助事業実施要綱の一部を改正する教育委員会訓令」であります。

今回の改正については、所得判定に係る保護者の取扱について、所要の整理が必要になったため改正する部分と、19ページの別表第1に記載してある学用品費等の金額と校外活動費の金額について、国の補助金額が変更になったため改正が必要になったものです。

議案第10号については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎加福委員 第2条の保護者に等に加えた理由と、又は保護者に代わって児童等を養育している者を加えた理由を教えてください。

◎清野学務課長 現在の町の要綱では、就学援助の対象者が保護者（児童等に対し親権を行う者又は親権を行う者がいないときは後見人）とされています。

親権者が死亡または行方不明などによって、不在となった場合に家庭裁判所で後見人の手続きをしていない祖父母たちが親権者として児童を養育している場合や保護者に代わって児童を養育している者も就学援助の対象者になるように改正したものでございます。

◎羽賀教育長 他にご質問等ございますか。

「なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第10号「藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり]

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第10号を原案のとおり承認します。

続いて、議案第11号「藤崎町文化センター等社会教育施設の管理に関する協定書案について」、議案第12号「スポーツプラザ藤崎等体育施設の管理に関する基本協定書案について」を議題としますが、については、同様の内容となっておりますので、一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

「異議なし」という声あり]

◎羽賀教育長 異議がないようですので、『議案第11号』と『議案第12号』を一括して議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）22ページをお開き下さい。

議案第11号「藤崎町文化センター等社会教育施設の管理に関する基本協定書案について」、別紙のとおり提出する。

令和3年3月25日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易

理由 藤崎町文化センター等社会教育施設の管理に関する協定を指定管理者と締結するにあたり、協定書を策定するものであります。

24ページをお開き下さい。

議案第12号「スポーツプラザ藤崎等体育施設の管理に関する基本協定書案について」、別紙のとおり提出する。

令和3年3月25日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易

理由 スポーツプラザ藤崎等体育施設の管理に関する協定を指定管理者と締結するにあたり、協定書を策定するものであります。

別紙2、別紙3をご覧ください。

藤崎町文化センター等社会教育施設の管理に関する基本協定書案とスポーツプラザ藤崎等体育施設の管理に関する基本協定書案であります。

両協定案とも期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。

す。

藤崎町文化センター等社会教育施設については、文化センター、ふるさと資料館、ふれあいずーむ館について町文化協会と協定を結ぶものであります。

スポーツプラザ藤崎等体育施設については、スポーツプラザ藤崎、農業者トレーニングセンター、アップル球場、ライフコート平川について、町スポーツ協会と協定を結ぶものであります。

議案第11号及び議案第12号については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第11号「藤崎町文化センター等社会教育施設の管理に関する基本協定書案について」及び議案第12号「スポーツプラザ藤崎等体育施設の管理に関する基本協定書案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第11号及び議案第12号を原案のとおり承認します。

続いての審議ですが、議案第13号「藤崎町社会教育委員の委嘱について」から議案第19号「藤崎町立小・中学校学校医の委嘱について」についても、同様の内容となっていますので、一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 異議がないようですので、『議案第13号』から『議案第19号』を一括して議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局） 26ページをお開き下さい。

議案第13号「藤崎町社会教育委員の委嘱について」、別紙のとおり提出する。

令和3年3月25日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易

理由 藤崎町社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものであります。

28ページをお開き下さい。

任期は令和3年度から令和4年度までの2年間となります。

29ページをお開き下さい。

議案第14号「藤崎町スポーツ推進委員の委嘱について」、別紙のとおり提出する。

令和3年3月25日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易
理由 藤崎町スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものであります。

31ページをお開き下さい。

藤崎町スポーツ推進委員の名簿であります

任期は令和3年度から令和4年度までの2年間となります。

32ページをご覧下さい。

議案第15号「藤崎町文化センター運営委員会委員の委嘱について」、別紙のとおり提出する。

令和3年3月25日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易
理由 藤崎町文化センター運営委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものであります。

34ページをお開き下さい。

藤崎町文化センター運営委員会委員の名簿であります

任期は令和3年度から令和4年度までの2年間となります。

婦人会からは神ノブ子氏、商工会からは成田昭彦氏、連合PTAからは村上晃聖氏が新任となります。

35ページをご覧下さい。

議案第16号「藤崎町図書館協議会委員の委嘱について」、別紙のとおり提出する。

令和3年3月25日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易
理由 藤崎町図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものであります。

37ページをお開き下さい。

藤崎町図書館協議会委員名簿であります。

任期は令和3年度から令和4年度までの2年間となります。

公募の長谷川育子氏が新任となります。

38ページをご覧下さい。

議案第17号「常盤ふるさと資料館あすか管理運営委員会委員の委嘱について」、別紙のとおり提出する。

令和3年3月25日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易
理由 常盤ふるさと資料館あすか管理運営委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものである。

40ページをお開き下さい。

常盤ふるさと資料館あすか管理運営委員会委員名簿であります。

任期は令和3年度から令和4年度までの2年間となります。

社会事業等の赤石次子氏、学識経験者の工藤優氏が新任となります。

41ページをお開き下さい。

議案第18号「藤崎町文化財審議会委員の委嘱について」、別紙のとおり提出する。

令和3年3月25日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易

理由 藤崎町文化財審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものであります。

43ページをお開き下さい。

藤崎町文化財審議会委員名簿であります。

任期は令和3年度から令和4年度までの2年間となります。

いずれも学識経験者の天内司氏、藤田則明氏、工藤優氏が新任となります。

44ページをご覧ください。

議案第19号「藤崎町立小・中学校学校医の委嘱について」、別紙のとおり提出する。

令和3年3月25日提出 提出者 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易

理由 学校保健安全法第23条第1項及び第2項の規定に基づき、藤崎町立小・中学校学校医について、新たに委嘱するため提出するものであります。

46ページをお開き下さい。

藤崎町立小・中学校学校医名簿であります。

任期は令和3年度の1年間となります。

学校薬剤師について、倉内美穂氏、松井知子氏の2名が新任となります。

議案第13号から議案第19号までの説明は以上になります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第13号から議案第19号を原案のとおり承認します。

以上で、本日の会議を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

主任主査 鈴木 一成

閉会時間 午後3時40分

教育長 羽賀義易

4番 工藤留美

2番 榎 公子